平成２９年（フ）第３号
岐阜県美濃加茂市西町５丁目238番地　コーポ千世田103号、前住所岐阜県美濃加茂市中部台６丁目７番地７
債務者　向井　信二
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第５号
三重県名張市桔梗が丘７番町２街区２番地７号棟202号
債務者　高山　美江
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１７０号
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪1309番地１
債務者　中井フミ子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１７５号
滋賀県彦根市日夏町742番地11
債務者　荒澤　佑美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４７７号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目62番地３　ダイアパレス夢前川703号室、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町千本屋159番地６
債務者　高草木　恵（旧姓渋田・谷川）
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５０９号
兵庫県加古川市加古川町稲屋302番地の９
債務者　長谷　優子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１２号
兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目20番地　ハイツミネルバ103号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田1806番地の１　ハイツグレース205号
債務者　完山唯こと　李　　唯
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２０号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町１丁目14番地　ファミリアコート201
債務者　山中　　恵
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３号
兵庫県姫路市網干区津市場340番地４
債務者　灰本今日子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３８０号
奈良市北永井町554番地の４
債務者　稲田　篤人
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８１７号
広島市安佐北区落合２丁目34番１―102号
債務者　大上　　進
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５０号
福岡県久留米市御井旗崎２丁目27番29号　金子ハイツ202号、前住所福岡県久留米市北野町八重亀506番地12
債務者　長尾　康晴
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２６５号
福岡県久留米市東櫛原町746番地１　ガーデンタウン櫛原Ｃ―３号
債務者　佐野　藤江
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４７８号
熊本県合志市須屋1635番地166
債務者　古嶌　昌和
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４５号
鹿児島県鹿児島市桜島藤野町1509番地１
債務者　萩原　愛子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
沖縄県那覇市字小禄327番地　マンション照屋101
債務者　具志　初子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７２号
秋田県北秋田市綴子字上野69番地、前住所東京都目黒区柿の木坂１丁目33番20号ビラコートＣ
債務者　米山恵美子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで　秋田地方裁判所大館支部